

栃木県立病院と国立病院機構栃木医療センターの  
再編統合に向けた基本合意書

栃木県（以下「甲」という。）及び独立行政法人国立病院機構（以下「乙」という。）は、甲が設立している地方独立行政法人栃木県立がんセンター、地方独立行政法人栃木県立リハビリテーションセンター及び地方独立行政法人栃木県立岡本台病院が開設する病院のうち再編統合の対象とするもの（以下「再編統合対象県立病院」という。）並びに乙が開設する栃木医療センターを再編統合し新たな総合診療機能を備えた病院（以下「新病院」という。）の整備に向けた協議を進めていくに当たり、次のとおり合意する。

（目的）

第1条 本合意書は、甲及び乙が、新病院の整備に向けた協議を進めていくに当たり、必要な基本的事項を定めることを目的とする。

（運営の形態等）

第2条 新病院の運営は、甲が新たに設立する地方独立行政法人（以下「新法人」という。）が行う。

2 新病院の施設整備は、甲又は新法人が行う。

（診療機能）

第3条 新病院の診療機能は、再編統合対象県立病院及び栃木医療センターが担ってきた診療機能を基本としつつ、今後の高齢化による医療需要の変化などを見据えた地域医療構想を踏まえながら、診療機能の充実及び強化に努める。

（患者への配慮）

第4条 甲及び乙は、新病院の整備に当たり、再編統合対象県立病院及び栃木医療センターの患者が継続して診療を受けられるよう配慮する。

（職員の雇用等）

第5条 栃木医療センターの職員のうち新病院での勤務を希望する者について、甲は乙と協議の上、原則として新病院の職員として採用するよう必要な措置を講じる。

2 新病院の職員の労働条件等について、職員が高い士気とやりがいをもって業務に従事することができるよう、甲は乙と協議の上、必要な措置を講じる。

(開院時期)

第6条 新病院の開院時期は、病院施設の老朽化による診療機能への影響や高齢化に伴う併存症患者への対応が困難な状況等を踏まえ、できるだけ早期を目指すこととし、甲が地域の関係者の意見も踏まえながら策定する新病院の将来ビジョン、役割・機能等をまとめた基本構想（以下「基本構想」という。）において定める。

(整備場所)

第7条 新病院の整備場所は、新病院を整備するために必要な面積の確保、受診のためのアクセスの利便性、救急患者の迅速な搬送経路の確保、今後の高齢化等による医療需要などの諸要素を十分勘案の上、基本構想において定める。

(再編統合対象県立病院)

第8条 再編統合対象県立病院は、新病院の診療機能及び整備場所等を踏まえ、基本構想において定める。

(病床数)

第9条 新病院の病床数は、再編統合対象県立病院及び栃木医療センターの現在の許可病床数より削減することを基本とし、将来の医療需要等も踏まえ、基本構想において定める。

(協力義務)

第10条 甲及び乙は、新法人の設立及び新病院の整備に向けた協議を円滑に行うため、相互に協力する。

(合意書の変更)

第11条 本合意書は、甲及び乙が協議の上、変更を行うことができる。

(その他)

第12条 本合意書に定めのない事項又は疑義等が生じたときは、甲及び乙が誠意をもって協議の上、定める。

本合意を証するため、本書6通を作成し、甲、乙及び確認者がそれぞれ署名の上、各自その1通を保有する。

令和8(2026)年3月26日

甲 栃木県知事

福田富一

乙 独立行政法人国立病院機構理事長

新木一弘

確認者

地方独立行政法人栃木県立がんセンター

理事長

尾澤巖

地方独立行政法人栃木県立リハビリテーションセンター

理事長

山形崇倫

地方独立行政法人栃木県立岡本台病院

理事長

下田和孝

独立行政法人国立病院機構栃木医療センター

院長

印原健行